

企業行動憲章 実行の手引き

—社会的責任と発展的事業活動を求めて—

平成22年10月1日

日本医療機器産業連合会

企業倫理委員会

はじめに

企業行動憲章は、「倫理綱領」及び「プロモーションコード」の実効性を更に高め、社会からの医療機器業界に対する高い信頼と評価を得る必要があることから、社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）の企業行動憲章を参考に、日本医療機器産業連合会（医機連）企業倫理委員会により、平成17年（2005年）3月に制定された。特に、コンプライアンスと企業の社会的責任（CSR）において、経営トップの率先垂範、役割、権限と責任を明確に定めた。

企業を取り巻く社会の環境はグローバル化やIT化によるネット社会、従業員の意識変化等により大きく変化している。法律に違反する、ルールを守らない、社会に背く等の違法や反社会的な活動の不幸事は、直ちに発覚し、情報伝達されることで、一気にその企業の評価と価値が低下し、市場から排除されていく時代であると言っても過言ではない。

これらの情勢変化をふまえ、医機連会員企業（会員企業）の企業行動憲章の自主的な実践を高めるために、日本経団連の実行の手引きを参考に、「企業行動憲章 実行の手引き」を作成した。会員企業が「企業行動憲章」を自主的に実行し行動するうえで必要と思われる項目について、アクションサンプルとして例示したので、「企業行動憲章」を実践するための一助としていただければ幸甚である。

平成22年10月
日本医療機器産業連合会
企業倫理委員会

目次

企業行動憲章	1
原則1 消費者・顧客の信頼と満足に応え、質の高い・・・	2
《原則1 バックグラウンド》	2
(1) 優れた医療機器の解発と安定供給	2
(2) 迅速な不具合報告	2
《原則1 スタンス》	2
(1) 製造企業としての責任	2
(2) 一貫した安全性確保対策	2
(3) 情報提供活動の遂行	2
《原則1 アクションサンプル》	2
(1) 経営トップのリーダーシップで推進する	2
(2) 品質と安全の管理体制を整備する	3
(3) 市販後調査体制を確立する	3
(4) 販売における製品の教育・研修体制を整備する	3
(5) 安定供給を確保する	3
原則2 医療関連産業は公的医療保険制度と強く結び付いて・・・	3
《原則2 バックグラウンド・スタンス》	3
(1) 高い透明性と公正性	3
(2) 健全な商慣習への改善	4
(3) コンプライアンスとCSR	4
《原則2 アクションサンプル》	4
(1) 経営トップのリーダーシップで推進する	4
(2) 関連法規や業界自主ルールの周知・啓発教育を強化する	4
(3) 社会に対する説明責任体制を構築する	4
原則3 環境問題に対しては、社会共通の課題で・・・	5
《原則3 バックグラウンド》	5
(1) 地球環境問題の発生	5
(2) 廃棄物・リサイクル問題	5
(3) 化学物質規制等の諸外国の環境規制への対応	5
《原則3 スタンス》	5
(1) 環境保全	5
(2) バイオハザードの対応	5
(3) 諸外国の環境規制への対応	5
《原則3 アクションサンプル》	6

(1) 地球温暖化対策に取り組む.....	6
(2) 医療廃棄物における安全性確保に努める.....	6
(3) 化学物質等を適正に管理する.....	6
原則4 高度情報化社会に対応して、個人情報	6
《原則4 バックグラウンド》.....	6
(1) 適正な個人情報セキュリティの構築.....	6
(2) 適正な社内体制整備.....	7
《原則4 スタンス》.....	7
(1) 適切な情報管理.....	7
(2) ガイドラインに準拠した管理の徹底.....	7
《原則4 アクションサンプル》.....	7
(1) 安全管理措置を施す.....	7
(2) 従業者を監督する.....	8
(3) 業務を委託する場合の取扱いにも留意する.....	8
原則5 経営トップは、本憲章を率先垂範し	8
《原則5 バックグラウンド》.....	8
(1) 内部統制.....	8
(2) 経営トップの責務.....	9
(3) 経営トップによる問題解決.....	9
《原則5 スタンス》.....	9
(1) 経営トップによる率先垂範.....	9
(2) リスク管理体制の確立と教育推進.....	9
《原則5 アクションサンプル》.....	9
(1) 社内外へ経営姿勢などの情報を開示する.....	9
(2) 従業員の倫理観を醸成する.....	9
(3) CSRを推進する.....	9
(4) 経営社内体制の整備により未然に防止する.....	9
原則6 経営トップは、従業員の多様性・人格・個性	10
《原則6 バックグラウンド》.....	10
(1) ステークホルダー意見の尊重.....	10
(2) 公益通報者保護制度の積極導入.....	10
《原則6 スタンス》.....	10
(1) 基本的人権の尊重.....	10
(2) 情報通報者の保護.....	10
《原則6 アクションサンプル》.....	10
(1) 従業員を公平に活用する.....	10
(2) 社内通報体制の確立と情報管理を徹底する.....	10
原則7 経営トップは、本憲章に反する事態が発生した	10

《原則7 バックグラウンド》.....	10
(1) 経営トップのリーダーシップ.....	10
(2) 迅速な事実公表.....	11
(3) 厳正な処分.....	11
《原則7 スタンス》.....	11
(1) 恒常的なリスクマネジメントの実践.....	11
(2) 不祥事や不具合等の迅速な公表.....	11
(3) 不祥事の全責任は経営トップ.....	11
《原則7 アクションサンプル》.....	11
(1) 危機管理マニュアル等を整備する.....	11
(2) 原因究明し再発を防止する.....	11
(3) 説明責任を果たす.....	11
用語の解説	12

企業行動憲章

— 社会的責任と発展的事業活動を求めて —

(平成17年3月25日制定)

日本医療機器産業連合会

会員企業は、社会の価値観の変化に合わせ、常にコンプライアンスを念頭におく企業文化の確立をめざし、企業の社会的責任（CSR）に取り組むものとする。そのため会員企業は、次の7原則に基づき、一般法令のみならず医療機器業の事業活動に関する行動基準として策定した「医療機器業プロモーションコード」、景品類の提供に関する「医療機器業公正競争規約」及び関連法規を遵守するとともに、国の内外を問わず人権の尊重と社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動する。

1. 消費者・顧客の信頼と満足に応え、質の高い生活の実現に寄与するため、優れた医療機器の研究開発・生産・販売に努力し、製品の有効性・安全性の確保と安定供給を心掛けるとともに、市販後の情報収集・分析評価とその伝達を迅速に行う。
2. 医療関連産業は公的医療保険制度と強く結びついていること、また公正で自由な競争こそが企業存立の基盤であることを認識し、遵法精神の向上と正常な商慣習の形成のため、高度な倫理観に根ざした健全で適正な事業活動に努める。
3. 環境問題に対しては、社会共通の課題であり企業の活動と存続に必須の要件であると認識し、自主的、積極的に取り組む。
4. 高度情報化社会に対応して、個人情報には法に則して適正に取扱わなければならない。
5. 経営トップは、本憲章を率先垂範し、社内のみならず、関連企業や取引先に周知徹底する。
6. 経営トップは、従業員の多様性・人格・個性を尊重するとともに、個々の従業員の自立した行動や告発を保護し、健全な社会の実現を自らの役割と認識する。
7. 経営トップは、本憲章に反するような事態が発生した場合は、迅速且つ的確な情報の公開と説明を行い、権限と責任を明確にした上で自らを含めて厳正な処分を行う。

原則 1

消費者・顧客の信頼と満足に応え、質の高い生活の実現に寄与するため、優れた医療機器の研究開発・生産・販売に努力し、製品の有効性・安全性の確保と安定供給を心がけるとともに、市販後の情報収集・分析評価とその伝達を迅速に行う。

《原則 1 バックグラウンド》

(1) 優れた医療機器の開発と安定供給

消費者・顧客が医療機器を通じて求めるものは、信頼と満足に応えることであり、増加する慢性疾患や高齢化社会において多様な疾病に対する予防や治療である。さらに、患者の質の高い生活の実現を図るため、優れた医療機器の産官学一体となった開発が望まれている。特に医療機器は生命関連商品であり、それを必要とする医療機関及び患者に適時、適切に安定的に供給することが求められている。

(2) 迅速な不具合報告

平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に施行された改正薬事法では、市販後安全対策および品質保証体制のもとに新たな規制（GVP、GQP）への対応が定められた。万一不具合が発生したことが判明した場合には、速やかに監督官庁に報告することが求められる。

《原則 1 スタンス》

(1) 製造企業としての責任

優れた医療機器に対するニーズを的確に把握し、質の高い生活の維持に寄与するための製品・サービスの在り方を探求しながら、長期的視点に立って先端的な科学技術を駆使し、医療機器の研究開発に向けて挑戦し、製造企業としての責任を果たしていく必要がある。

(2) 一貫した安全性確保

医療機器は、開発から市販後に至るまで、一貫した考え方の下で安全性確保とその対策を行う必要がある。

(3) 情報提供活動の遂行

医療機器の情報担当者は、医療の一翼を担うものとしての社会的使命と企業を代表する立場を認識し、医療機器の適正な使用と普及を目的とした情報提供活動を、誠実に実行する必要がある。

《原則 1 アクションサンプル》

(1) 経営トップのリーダーシップで推進する。

優れた医療機器の研究開発・生産・販売に努力し、製品の有効性・安全性の重要性について、経営トップ自らが、社内に周知徹底する。製品の有効性・安全性の実現のため、品質と安全性に関する方針を定め、経営トップ自らの言葉として、その方針に基づいた活動を推進する。

(2) 品質と安全の管理体制を整備する。

医療機器による国民の健康被害に対しては、迅速な対応ができるよう社内での情報の一元化による安全管理体制を整備しておく必要がある。また、供給した医療機器の品質に関わる事故、トラブル等が生じた場合は、所管の行政部署に報告し被害が拡大しないよう回収等迅速に対応するとともに、原因を究明し再発防止策を構築し周知を図る。

(3) 市販後調査体制を確立する。

市販後の安全性をトレースする体制の確立が必要である。また、市販後の情報提供は、内容により方法、期限等をマニュアル化する取り組みが必要である。

医療機器に起因すると疑われる不具合が発生したときは、法律の定めるところに従って行政当局に報告し、原因究明を行うとともに、再発防止、被害拡大防止に向けて必要な情報開示等の措置を、迅速且つ的確に講じる。

(4) 販売における製品の教育・研修体制を整備する。

自社製品の添付文書等に関する知識はもとより、その根拠となる医学知識の習得に努める。且つ、継続的な社内研修を行い、それを正しく提供できる体制を整備する。

(5) 安定供給を確保する。

常に需要動向を把握し、安定供給を確保できる体制を整備する。また、事前に供給不足等が予測される場合は、監督官庁に速やかに報告し、市場への対応策を講じる。

原則 2

医療関連産業は公的医療保険制度と強く結び付いていること、また公正で自由な競争こそが企業存続の基盤であることを認識し、遵法精神の向上と正常な商習慣の形成のため、高度な倫理観に根ざした健全で適正な事業活動に努める。

《原則 2 バックグラウンド・スタンス》

(1) 高い透明性と公正性

医療関連産業は、医療機関における費用の償還に国民の税金も投入されている公的医療保険制度のもとで行われていることから、他業種と比べてより高い透明

性と公正性が求められる。

(2) 健全な商慣習への改善

社会の利益とならない不祥事が依然として絶えないことから、健全な商慣習への改善が強く求められている。

(3) コンプライアンスとCSR

各種関連法規のコンプライアンス（法令遵守）を通じてCSR（企業の社会的責任）に取り組むことが、企業の持続可能な発展のためにも求められている。

《原則2 アクションサンプル》

(1) 経営トップのリーダーシップで推進する。

高い倫理観に根ざした健全で適正な事業活動に向けた社内体制の整備を行い、経営者自らの言葉として、コンプライアンスの重要性について定期的に発信し周知徹底する。

- 内部通報者制度の導入

(2) 関連法規や業界自主ルールの周知・啓発教育を強化する。

医療に関連する法規は多岐に渡っているため、法規の趣旨や内容をよく理解してコンプライアンスに努めなければならない。法令違反を未然に防止するためにも、業界が自ら定めた自主ルールや自社コードの遵守と社内教育の徹底を推進する。

- ① 関連法規や各種の公的ルールブックの整備
- ② 自社コード（理念・宣言・社是・プロモーションコード等）の制定
- ③ 自社コードは法や社会の変化に従って、定期的に点検
- ④ 社内掲示等に際しての意識向上の工夫

(3) 社会に対する説明責任体制を構築する。

事業活動において、企業の社会的信頼性を失わないために、説明責任（アカウンタビリティ）体制を整備する。

- ① 情報公開体制の整備
- ② コールセンター等の整備

原則 3

環境問題に対しては、社会共通の課題であり企業の活動と存続に必須の要件であると認識し、自主的、積極的に取り組む。

《原則 3 バックグラウンド》

(1) 地球環境問題の発生

わが国では、平成 5 年（1993 年）に「環境基本法」が制定され、これに基づき平成 6 年（1994 年）「環境基本計画」が閣議決定された。また、平成 9 年（1997 年）の京都議定書合意をうけ、先進国の温室効果ガスの排出目標が設定された。さらに、平成 18 年（2006 年）には第三次環境基本計画が閣議決定されるとともに「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改定され、相当程度温室効果ガスを排出する事業者については、温室効果ガスを算定・報告することが求められた。平成 21 年（2009 年）政府は、他の先進諸国の取り組みを前提に平成 32 年（2020 年）中期目標として「1990 年比 25%削減を目指す」と宣言している。このような背景から各種環境法等への対応が求められる。

(2) 廃棄物・リサイクル問題

平成 16 年（2004 年）頃より注射針等の不法投棄が問題視され、廃棄物処理法が改正された。医療廃棄物については、マニフェスト添付の義務付けなど、産業廃棄物の排出事業者である医療機関の責任の強化が求められた。

(3) 化学物質規制等の諸外国の環境規制への対応

医療機器販売に影響する海外の環境規制（RoHS 指令^{※1}、中国 RoHS^{※2}、REACH^{※3}、EuP 指令^{※4}など）の対応が求められている。

《原則 3 スタンス》

(1) 環境保全

環境保全とその恩恵の次世代への継承は人類共通の課題であり、個人、行政とともに、企業は、事業活動が、地球規模の資源問題、温暖化問題の解決に自主的、積極的に取り組む必要がある。

(2) バイオハザードの対応

特に医療機器は、病原菌等によるバイオハザードの発生に留意し確実な管理に向けて努力する必要がある。

(3) 諸外国の環境規制への対応

特定有害物質の使用制限等の諸外国の環境規制への対応や準拠が求められている。

《原則3 アクションサンプル》

(1) 地球温暖化対策に取り組む。

- ① 国内においては、環境自主行動計画などを通じて、省エネルギー設備の開発・導入により、温室効果ガスの削減を進める。あわせて、省エネルギーに資する製品・サービスの提供などを通じ、医療機器分野における温室効果ガスの削減にも貢献する。
- ② 生体に接触する製品を含むという医療機器の特性に留意しつつ、環境自主行動計画の策定・実行などを通じて、3R^{※5}（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を企業経営上の重要課題として取り組む。とりわけ産業廃棄物最終処分量の削減に取り組む。
- ③ 地球温暖化の原因、影響などに関する科学的研究、各種対応策の経済分析などに協力する。

(2) 医療廃棄物における安全性確保に努める。

- ① 排出事業者責任を遂行すべく、適正な処理業者の選定・委託を含め、廃棄物ガバナンス^{※6}の徹底を図り、産業廃棄物を適正に処理する。
- ② オフィスにおける廃棄ゴミ分別を推進する。

(3) 化学物質等を適正に管理する。

- ① 法律や規則に則り、化学物質を適正に管理すると同時に、漏洩防止措置をとる。
- ② 緊急時対策を事前検討すると同時に、関係業界団体とのリスクコミュニケーションを推進する。
- ③ 製品に含まれる特定有害物質の使用制限や化学物質の安全性の評価の義務づけ規制等について適正に対応する。

原則4

高度情報化社会に対応して、個人情報法に則して適正に取り扱わなければならない。

《原則4 バックグラウンド》

(1) 適正な個人情報セキュリティの構築

近年、経済・社会のIT化の進展に伴い、個人情報があらゆる分野においてコンピュータやネットワークを活用して大量且つ多様に利用されている。一方で企業からの個人情報の流出・漏洩が多発し社会問題化しており、企業にとっては個人情報管理の重要度が増している。このことから企業は単なる法令遵守にとどまるのではなく適正な個人情報セキュリティの構築が求められている。

(2) 適正な社内体制整備

平成17年(2005年)4月1日より、「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)が全面施行となり、個人情報取扱事業者は個人情報の利用目的の特定や情報主体の同意取得など、個人情報の保護義務が課せられた。会員企業は個人に関わる情報の取り扱いに留意し、個人情報取扱事業者か否かにかかわらず、それぞれの会社で個人情報の取扱いと保護のための社内規定を策定・整備する。および、苦情処理のための社内体制を整備することなどの対応が求められている。

《原則4 スタンス》

(1) 適切な情報管理

高度情報化社会において、企業は事業活動を行ううえで、適切な情報管理が一層求められる。個人情報や顧客情報を適切に管理することは、企業の信頼構築にとって基本となる。また一度漏洩した情報は際限なく広がる危険性があることを十分認識し、情報の収集、利用、保管、そして廃棄といったプロセス全般において、細心の注意を払う必要がある。

(2) ガイドラインに準拠した管理の徹底

「個人情報の保護に関する法律」などの関連法令および厚生労働省をはじめとする各省庁や医機連等業界団体の策定したガイドライン等に基づいて、会員企業は個人情報・顧客情報の取扱いに関する方針を自主的に定め、その収集、利用、保管、廃棄の全てのプロセスにおいて細心の注意を払い管理を徹底する必要がある。

《原則4 アクションサンプル》

(1) 安全管理措置を施す。

事業者は、その取り扱う個人情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を施す。

<安全管理者として推進する措置事項>

- ① 個人情報保護に関する規定の整備
- ② 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
 - 個人情報の安全管理措置について定期的に自己評価を行い、改善を行う。
- ③ 個人情報の漏洩等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
 - 漏えいの事実を把握した場合には、直ちに所管の省庁へ報告の義務
- ④ 雇用契約時における個人情報保護に関する規定の整備
- ⑤ 従業者に対する教育研修の実施
- ⑥ 物理的安全管理措置
 - 入退室管理の実施

- 盗難等に対する予防対策の実施
- 機器、装置等の固定など物理的な保護
- ⑦ 技術的安全管理措置
 - 個人情報に対するアクセス管理（IDやパスワード等による認証）
 - アクセス記録の保存
- ⑧ 個人情報の保存
 - 個人情報を保存する場合には、データが消失しないよう適切に保存する。
 - 保存に当たっては、検索可能な状態で保存しておく。
- ⑨ 不要となった個人情報の廃棄、消去
 - 廃棄する場合には、復元不可能な形にして廃棄する。
- ⑩ ウイルス対策
 - 適切且つ迅速な防止ソフトの導入と不要なダウンロードの禁止
- ⑪ 個人情報の漏洩等の問題が発生した場合の対策
 - 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、個人情報の保護に配慮しつつ、遅滞なく可能な限り事実関係、発生原因及び対応策を公表する。

(2) 従業者を監督する。

事業者は、上記の安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要且つ適切な監督を行う。

(3) 業務を委託する場合の取扱いにも留意する。

- ① 委託先の監督
- ② 業務を委託する場合の留意事項
 - 個人情報を適切に取り扱っている事業者を選定する。
 - 契約において個人情報の取扱いに関する内容を盛り込む。

原則 5

経営トップは、本憲章を率先垂範し、社内のみならず、関連企業や取引先に周知徹底する。

《原則 5 バックグラウンド》

(1) 内部統制

平成18年（2006年）4月施行の「会社法」に内部統制が取り入れられた。「会社法」による内部統制とは、各企業でコンプライアンスを徹底する仕組みである。取締役会での内部統制に関する決議には、コンプライアンス管理や従業員教育が求められる。

(2) 経営トップの責務

企業価値の向上を目指して、経営トップのリーダーシップのもとに組織が一丸となって取り組むには、その組織のもつ基本理念を確立して、コンプライアンス、企業倫理の確立、CSRへの取り組みが一層重要となっている。また、不祥事の未然防止も、経営トップの責務として求められている。

(3) 経営トップによる問題解決

経営トップは、不祥事が発生した場合は、部下に責任を転嫁せず、自ら問題解決に取り組むことが求められる。

《原則5 スタンス》

(1) 経営トップによる率先垂範

経営トップは、企業経営には社会からの信頼を持続的に得ることが基本であり、そのため企業行動憲章について率先垂範して取り組む必要がある。

(2) リスク管理体制の確立と教育推進

経営トップは、基本理念や企業活動に関わる情報の積極な開示、企業倫理とCSRに関わるリスク管理体制の確立、従業員への継続的な教育の取り組み等の推進を行う必要がある。

《原則5 アクションサンプル》

(1) 社内外へ経営姿勢などの情報を開示する。

経営トップは、経営理念や行動規範、取り組み姿勢等の社内外への周知徹底と情報開示等にあたる。

(2) 従業員の倫理観を醸成する。

経営トップは、機会ある毎に企業倫理の重要性を訴え、企業倫理に関する教育・研修を実施、充実させ、外部が主催する講習会などへの社員の参加を奨励するなどして、役員、従業員の倫理観を醸成する。

(3) CSRを推進する。

経営トップは、社内報、イントラネット、小冊子、ポスターなどの情報媒体を活用し、CSRについての取り組みを推進する。

(4) 経営社内体制の整備により未然に防止する。

経営トップは、通常の指揮命令系統から独立した企業倫理相談窓口等を整備するとともに、社内体制のあり方について定期的にレビューし、必要な改善措置を施して未然防止に努める。

原則 6

経営トップは、従業員の多様性・人格・個性を尊重するとともに、個々の従業員の自立した行動や告発を保護し、健全な社会の実現を自らの役割と認識する。

《原則 6 バックグラウンド》

(1) ステークホルダー（利害関係者）意見の尊重

経営トップは、「トップダウン」と「ボトムアップ」をより明確にし、問題点を早期に把握し、解決するために、従業員の声を広く吸い上げ、さらに企業のステークホルダーの意見を聞き、その要請に応えながら企業活動を行うことが求められている。

(2) 公益通報者保護制度の積極導入

経営トップは、平成18年（2006年）施行の「公益通報者保護法」の制度を積極的に導入し、非常時のルートからの社内通報を重視して対処することが求められる。

《原則 6 スタンス》

(1) 基本的人権の尊重

経営トップは、基本的人権の尊重と公平性を心がける必要がある。

(2) 情報通報者の保護

情報通報者の保護を徹底し、適正に処理する姿勢を明確にする必要がある。

《原則 6 アクションサンプル》

(1) 従業員を公平に扱う。

多様な雇用形態の従業者をその属性にとらわれることなく、役割、貢献度と整合性を持ち公平に扱い、能力を活用する。

(2) 社内通報体制の確立と情報管理を徹底する。

不正行為の情報通報者に関する保護と情報管理を徹底する社内通報体制を確立し、情報通報者に対し一方的な不利益がもたらされないよう配慮する。

原則 7

経営トップは、本憲章に反する事態が発生した場合は、迅速且つ的確な情報の公開と説明を行い、権限と責任を明確にした上で自らを含めて厳正な処分を行う。

《原則 7 バックグラウンド》

(1) 経営トップのリーダーシップ

近年、不具合の隠蔽や、虚偽の発表などの不祥事が多発し、経営トップのリーダーシップが求められている。

(2) 迅速な事実公表

医療機器は、国民の生命や健康に重大な影響を及ぼすものであり、国民生活全体に波及することにもなり、正確な情報を迅速に公表することが求められる。

(3) 厳正な処分

経営トップは、自ら原因を徹底的に追求し、社会に対してその責任と再発防止策を明確にするとともに、経営トップの進退を含めて厳正な処分を行うことが求められる。

《原則7 スタンス》

(1) 恒常的なリスクマネジメントの実践

経営トップは、リーダーシップを発揮して恒常的にリスクマネジメントを実践する必要がある。

(2) 不祥事や不具合等の迅速な公表

経営トップは、不祥事や不具合等の発生時には、事実に基づく正確な情報を迅速に公表する必要がある。

(3) 不祥事の全責任は経営トップ

不祥事の全責任は経営トップにあり、経営トップ自身が最高責任者であることを社内外に公表し、進退を含めた厳正な処分を行う必要がある。

《原則7 アクションサンプル》

(1) 危機管理マニュアル等を整備する。

経営トップを長としたリスクマネジメント体制の指揮命令系統等の役割を明確化し、関連部門等のスタッフを含め情報連絡網の整備や、危機管理マニュアルを策定する。

(2) 原因究明し再発を防止する。

経営トップは、判明した不祥事や不具合等の事実を、遅滞なく逐次行ない、且つ漏れなく公表し、整理や分析を行い、原因究明、対応および、再発防止策を施す。

(3) 説明責任を果たす。

経営トップ自らが、事実に基づき説明責任を果たすとともに、進退を含めて厳正な処分を行う。

用語の解説

用語	解 説
*1 RoHS 指令	<p>欧州連合（EU）における電子機器の特定有害物質の使用制限についての指令である。</p> <p>Restriction of Hazardous Substances（危険物質に関する制限）の頭文字から RoHS（ローズ、ロハス）と呼ばれる。</p>
*2: 中国 RoHS	<p>中国における電子・電気機器における特定有害物質の使用制限についての法規制（電子情報製品生産汚染防止管理弁法）である。欧州連合（EU）によって施行されている RoHS 指令と同じ物質を同程度の基準値によって規制することから、一般に中国版 RoHS 指令の通称で呼称される。</p>
*3 REACH	<p>欧州連合における人の健康や環境の保護のための法律である。</p> <p>Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals の頭文字から REACH（リーチ）と呼ばれる。</p>
*4 EuP 指令	<p>欧州連合におけるエネルギー使用製品に対する環境配慮設計（エコデザイン）を義務付ける指令である。</p> <p>Energy using Products の頭文字から EuP（イーユーピ）と呼ばれる。</p>
*5 3 R	<p>Reduce（パッケージングの簡素化等）、Reuse（再生利用）、Recycle（原材料としての再利用）の頭文字から 3 R と呼ばれる。</p>
*6 廃棄物 ガバナンス	<p>廃棄物の処理を経営課題として認識し、社内体制の構築や外部関係者と連携して、法令を遵守し循環型社会の構築に寄与する企業の取り組み。</p>